

肉用子牛生産者補給交付金交付要綱

- 平成2年3月31日付け農林水産省指令2畜A第1000号承認
- 平成2年3月31日付け元畜団第1698号
- 一部改正 平成4年3月31日付け農林水産省指令4畜A第694号承認
- 平成4年3月31日付け3畜団第1776号
- 一部改正 平成7年3月17日付け農林水産省指令7畜A第758号承認
- 平成7年3月17日付け6畜団第1741号
- 一部改正 平成8年10月1日付け8農畜団第38号
- 一部改正 平成14年4月25日付け農林水産省指令14生畜第534号承認
- 平成14年4月30日付け14農畜団第220号
- 一部改正 平成14年10月23日付け農林水産省指令14生畜第4648号承認
- 平成14年10月24日付け14農畜機第1455号
- 一部改正 平成15年10月1日付け15農畜機第197号
- 一部改正 平成20年4月2日付け20農畜機第8号
- 一部改正 平成27年3月18日付け26農畜機第5323号
- 一部改正 平成30年3月8日付け29農畜機第6333号
- 一部改正 令和2年3月12日付け元農畜機第7286号
- 一部改正 令和3年3月30日付け2農畜機第7340号
- 一部改正 令和5年3月30日付け4農畜機第7315号

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により行う生産者補給交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第46号）、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通達。以下「施行通達」という。）、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 交付金の交付

機構は、法第6条第1項の規定に基づき、指定協会に対し、予算の範囲内で、当該指定協会が生産者補給金交付契約（以下「交付契約」という。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付するものとする。

第3 交付金の金額

- 1 機構が交付する交付契約に係る肉用子牛についての交付金の金額は、令第3条本文に規定する各期間（施行通達第3の2の（3）のウに掲げる品種にあっては、令第3条ただし書に規定する期間）ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額に、交付契約に係る肉用子牛であって、当該期間内に、その肉用子牛の生産者が満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満12月齢に達したことにつき、当該指定協会が確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。
- 2 保証基準価格及び合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、1中「保証基準価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の保証基準価格」と、「平均売買価格」とあるのは「当該品種別の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、「控除した」とあるのは「それぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」とする。

第4 交付金の交付手続

1 交付金の交付申請

交付金の交付を受けようとする指定協会は、生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画（以下「交付計画」という。）を作成の上、毎年度5月31日までに、別紙様式第1号により、生産者補給交付金交付申請書を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 交付金の交付決定変更承認

指定協会は、交付金の交付決定が行われた後において、交付計画の変更又は生産者補給金の交付の中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号により、生産者補給交付金交付決定変更承認申請書を提

出し、理事長の承認を受けるものとする。

3 交付金の交付

(1) 理事長は、生産者補給金の交付が円滑に行われるため必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内であって、かつ、第3の金額に応じて、交付金の概算払を行うことができるものとする。

(2) 指定協会は、交付金の概算払を請求しようとする場合には、原則として、毎年度、前年度の第4四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については6月10日までに、第1四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については9月10日までに、第2四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については12月10日までに、第3四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については翌年の3月10日までに、それぞれ別紙様式第3号により、生産者補給交付金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

ただし、施行通達第3の2の(3)のウに掲げる品種にあつては、毎年度、前年度に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については6月10日までに、別紙様式第3号により、生産者補給交付金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 実績報告

指定協会は、毎年度、機構から受ける交付金の交付が完了したときは、その完了した日（ただし、第3四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金がない場合は、当該第3四半期に係る平均売買価格が告示された日）から起算して1か月を経過した日又は交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号により、生産者補給金交付実績（精算）報告書を理事長に提出するものとする。

第5 提出書類の都道府県の経由

指定協会は、この要綱の規定により理事長に提出する書類については、都道府県を経由して理事長に提出するものとする。

第6 帳簿等の整備保管等

1 指定協会は、交付金に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものと

し、その保存期間は、交付金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 前項に基づき整備保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について、必要に応じ、指定協会に対し、報告を求めることができるものとする。

第7 その他

指定協会は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、業務対象年間中に1回以上、交付契約に係る肉用子牛の生産者にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

第8 電子情報処理組織による申請等

- 1 指定協会は、第4の1の規定による交付申請、第4の2の規定による交付決定変更、第4の3の（2）の規定による概算払請求及び第4の4の規定による実績報告（以下「交付申請等」という。）を行うに当たっての都道府県を経由しての理事長への提出（以下「交付申請等の都道府県経由」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等の都道府県経由を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等の都道府県経由に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 指定協会及び都道府県は、1の規定により交付申請等の都道府県経由を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等の都道府県経由を行った指定協会及び都道府県に対する通知、承認、指示及び命令については、指定協会及び都道府県が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができるものとする。
- 4 指定協会及び都道府県が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等の都道府県経由を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成2年3月31日付け元畜団第1698号）

この要綱は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月31日付け3畜団第1776号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月17日付け6畜団第1741号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月30日付け14農畜団第220号）

1 この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用するものとする。

2 令附則第5項の規定により平均売買価格の算出の単位となる期間の特例措置が定められている場合には、要綱第3の1中「四半期（令第3条に規定する各期間をいう。）ごと」とあるのは「月（令附則第5項に規定する期間をいう。）ごと」と、「当該四半期内に」とあるのは「当該月内に」と、同第4の3の（2）中「毎年度、前年度の第4四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については6月10日までに、第1四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については9月10日までに、第2四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については12月10日までに、第3四半期に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については翌年の3月10日までに」とあるのは「毎月、当該月に第3の1の指定協会の確認の対象となる事実の発生した肉用子牛に係る交付金については翌月の末日までに」と、「同別紙様式第3号」とあるのは「附則様式第1号」と、第4の4中「同別紙様式第4号」とあるのは「附則様式第2号」とする。

附 則（平成14年10月24日付け14農畜機第1455号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成14年10月1日から適用するものとする。

附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第197号）

この要綱の改正は、平成15年10月1日から適用するものとする。

附 則（平成20年4月2日付け20農畜機第8号）

この要綱の改正は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月18日付け26農畜機第5323号）

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日付け29農畜機第6333号）
この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

- 附 則（令和2年3月12日付け元農畜機第7286号）
- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 この要綱による改正後の要綱第3の1の規定は、令和3年度以後の交付金の金額の算出について適用し、令和2年度の交付金の金額の算出については、なお従前の例による。
 - 3 令和2年度においては、要綱第4の3の（2）ただし書の規定の適用については、当該ただし書中「前年度」とあるのは「前年度の第4四半期」とする。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7340号）
この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7315号）
この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

生産者補給交付金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和 年度における生産者補給交付金 円を下記の生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画に基づき交付されたく、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第4の1の規定により申請します。

記

1 生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画

保証基準価格 の品種区分	①生産者補給金 交付見込頭数	②生産者補給 交付金単価	③生産者補給交 付金交付見込 額 (①×②)
	頭	円/頭	円
合 計		—	

2 生産者補給交付金交付申請額

(上記1の③の合計欄の金額に同じ。)

(注) 1 生産者補給金交付見込頭数は、毎年度、「その他の肉専用種」以外の品種区分にあつては前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間に、「その他の肉専用種」にあつては前年度の4月1日から3月31日までの間に、それぞれ販売又は保留の確認が見込まれる交付契約に係る肉用子牛の頭数を記入すること。

2 生産者補給交付金単価は、毎年度、保証基準価格から合理化目標価格を控除した金額を記入すること。

(別紙様式第2号)

生産者補給交付金交付決定変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった令和 年度の生産者補給交付金については、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第4の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（交付決定通知の内容と変更後の内容を2段書きし、変更に係る部分について変更前を（ ）書きで上段に記載する。）

(1) 生産者補給交付金に係る生産者補給金交付計画

保証基準価格 の品種区分	①生産者補給金 交付見込頭数	②生産者補給 交付金単価	③生産者補給交 付金交付見込 額 (①×②)
	頭	円/頭	円
合 計		—	

(2) 生産者補給交付金交付申請額

(上記(1)の③の合計欄の金額に同じ。)

(別紙様式第3号)

生産者補給交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった生産者補給交付金
について、下記により生産者補給交付金 円を概算払により支払われたく、
肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第4の3の規定により請求します。

記

- 1 概算払総括表
別紙のとおり
- 2 概算払請求額 円
- 3 振込先金融機関名等
(1) 金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店
(2) 預金の種類
(3) 口座番号
(4) 口座名義

別紙様式第3号の別紙①

概算払総括表（その他の肉専用種以外の品種区分）

今回概算払対象期間（令和 年 月 日～令和 年 月 日）

（単位：人、頭、円）

交付金交付対象期間	保証基準価格の品種区分			合計	
令和 年 1月1日～ 3月31日	交付対象生産者数				
	交付対象 頭数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
		合計 (7) ①	()	()	()
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価			—	
	④ 生産者補給交付金額 (①×③)				
⑤ 当期過不足金額 (④－③×⑦)					
⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額 (②×③)					
令和 年 4月1日～ 6月30日	交付対象生産者数				
	交付対象 頭数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
		合計 (7) ①	()	()	()
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価			—	
	④ 生産者補給交付金額 (①×③)				
⑤ 当期過不足金額 (④－③×⑦)					
⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額 (②×③)					
令和 年 7月1日～ 9月30日	交付対象生産者数				
	交付対象 頭数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
		合計 (7) ①	()	()	()
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価			—	
	④ 生産者補給交付金額 (①×③)				
⑤ 当期過不足金額 (④－③×⑦)					
⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額 (②×③)					
令和 年 1 0月1日～ 12月31日	交付対象生産者数				
	交付対象 頭数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
		合計 (7) ①	()	()	()
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数				
	③ 生産者補給交付金単価			—	
	④ 生産者補給交付金額 (①×③)				
⑤ 当期過不足金額 (④－③×⑦)					
⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額 (②×③)					
今回概算払請求額	⑧ 過不足額の合計 (⑤の合計)				
	⑨ 生産者補給交付金額				
	⑩ 今回概算払請求額 (⑧+⑨) A				

- (注)
- 1 四半期ごとの交付対象生産者数の合計は、同一の生産者を1者と数えて記入すること。
 - 2 交付対象頭数の変更が生じた場合は、() 内に変更前の交付対象頭数を記入すること。
 - 3 今回概算払請求額の⑨生産者補給交付金額については、概算払請求をする対象期間の④の額を記入する。
 - 4 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。
 - 5 個体登録抹消に係る返還が生じた場合には、抹消された肉用子牛の一覧表を添付すること。

別紙様式第3号の別紙②

概算払総括表（その他の肉専用種）

今回概算払対象期間（令和 年4月1日～令和 年3月31日）

（単位：人、頭、円）

交付金交付対象期間			
令和 年 4月1日～ 令和 年 3月31日	交付対象生産者数		
	交付対象 頭数	販売	()
		保留	()
		合計 (7) ①	()
	② 個体登録抹消に係る返還対象頭数		
	③ 生産者補給交付金単価		
	④ 生産者補給交付金額 (①×③)		
	⑤ 当期過不足金額 (④－③×⑦)		
	⑥ うち個体登録抹消に係る過不足金額 (②×③)		
	今回概算払 請求額	⑧ 過不足額の合計 (⑤の合計)	
⑨ 生産者補給交付金額			
⑩ 今回概算払請求額 (⑧+⑨) B			

- (注)
- 1 交付対象頭数の変更が生じた場合は、() 内に変更前の交付対象頭数を記入すること。
 - 2 今回概算払請求額の⑨生産者補給交付金額については、概算払請求をする対象期間の④の額を記入する。
 - 3 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。
 - 4 個体登録抹消に係る返還が生じた場合には、抹消された肉用子牛の一覧表を添付すること。

別紙様式第 3 号の別紙③

概算払総括表（全品種）

（単位：円）

交付決定額	
既概算払額	
今回概算払請求額（A + B）	
未交付額	

（注） 今回概算払請求額には、別紙様式第 3 号の別紙①の A 及び別紙②の B の合計を記入すること。

(別紙様式第4号)

生産者補給金交付実績(精算)報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所在地
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会
代表者氏名

令和 年度における生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付については、下記のとおり完了したので、肉用子牛生産者補給交付金交付要綱第4の4の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

記

- 1 生産者補給金交付実績総括表
別紙のとおり
- 2 生産者補給金交付精算額 円
別紙のとおり
- 3 振込先金融機関名等
 - (1) 金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店
 - (2) 預金の種類
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義

別紙様式第4号の別紙①

1-1 生産者補給金交付実績総括表（その他の肉専用種以外の品種区分）

（単位：人、頭、円）

交付金交付対象期間	保証基準価格の品種区分			合計	
令和 年 1月1日～ 3月31日	交付対象生産者数				
	交付対象 頭数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
		合計①	()	()	()
令和 年 4月1日～ 6月30日	② 生産者補給交付金単価			—	
	③ 生産者補給交付金額 (①×②)				
	交付対象生産者数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
合計①	()	()	()		
令和 年 7月1日～ 9月30日	② 生産者補給交付金単価				
	③ 生産者補給交付金額 (①×②)				
	交付対象生産者数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
合計①	()	()	()		
令和 年 10月1日～ 12月31日	② 生産者補給交付金単価			—	
	③ 生産者補給交付金額 (①×②)				
	交付対象生産者数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
合計①	()	()	()		
令和 年 合計 1月1日～ 12月31日	② 生産者補給交付金単価			—	
	③ 生産者補給交付金額 (①×②)				
	交付対象生産者数	販売	()	()	()
		保留	()	()	()
合計①	()	()	()		

- (注) 1 生産者補給金とは、生産者補給交付金に係るものをいう。
 2 品種区分ごとの交付対象生産者数の年間合計は、同一の生産者を1者と数えて記入すること。
 また、四半期ごと及び年間合計の交付対象生産者数の合計についても、同様に同一の生産者を1者と数えて記入すること。
 3 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。

別紙様式第4号の別紙②

1-2 生産者補給金交付実績総括表（その他の肉専用種）

（単位：人、頭、円）

交付金交付対象期間			
令和 年 4月1日～ 令和 年 3月31日	交付対象生産者数	—	
	交付対象 頭数	販売	()
		保留	()
		合計①	()
	② 生産者補給交付金単価		
③ 生産者補給交付金額（①×②）			

- （注）
- 1 生産者補給金とは、生産者補給交付金に係るものをいう。
 - 2 生産者補給交付金単価は、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあっては、その合理化目標価格）を控除した金額を記入すること。

別紙様式第4号の別紙③

2 生産者補給交付金の精算額

(単位：円)

区分 保証基準価格 の品種区分	生産者補給金交付 実績額 ①	生産者補給交付金 の既概算払額 ②	生産者補給交付金 精算額 ①－②
合計			

- (注)
- 1 生産者補給金とは、生産者補給交付金に係るものをいう。
 - 2 精算額が生じた場合には、別紙様式第3の別紙①に準じた様式にその内訳を記入し添付すること。
 - 3 当該年度における交付対象期間中に、登録抹消に係る返還が生じた場合は、抹消された肉用子牛の一覧表を添付すること。